

一般社団法人日本スクエアダンス協会
支部機材管理規程

制定 平成 18 年 5 月 20 日

改定 平成 27 年 4 月 26 日

(管理責任者)

第1条 支部機材の管理保管責任者は支部長とする。

第2条 支部機材は機材と備品に区別する。内訳は別表—1にまとめる。

(保管)

第3条 機材は支部長が保管管理する。備品は各担当者が保管管理する。

第4条 支部機材の保管に対する保管料は支払わない。

(機材使用届と使用料)

第5条 支部機材の使用を希望する団体は事前に事務局へ申請し、機材使用料を支払うこととする。また、機材の個人貸し出しは原則行わない。

第6条 支部機材使用料は1回1,000円とし、事務局へ納付する。

(搬送・返却等と費用)

第7条 支部機材を使用する団体は、自ら支部機材の搬送・返却を行う。但し、自ら出来ない時は宅配便を利用して搬送・返却を行う。その時の宅配便実費及び宅配手配手数料として搬送・返却を合わせて1回2,000円を実務者に支払う。

車を所有している者がボランティアで運ぶ時は対象外とする。

第8条 使用した支部機材等は行事終了後、速やかに返還すること。但し、同一地区で機材使用が続く場合は別途事務局と協議すること。

(設置・撤収等と費用)

第9条 機材の設置・撤収は使用団体が行うこととする。但し、自ら機材の設置・撤収が出来ない時は適任者に依頼し設置・撤収合わせて1回2,000円を実務者に支払う。

(備品台帳等)

第10条 事務局は備品台帳、貸出し記録簿を常に作成しておくこと。

附則

第1条

この規程の施行日および改定日は次のとおりとする

施行日 平成18年 5月20日

改定日 平成22年 4月25日

改定日 平成27年 4月26日